株主各位

東京都中央区八重洲二丁目2番1号株式会社やまねメディカル 代表取締役社長山根洋 一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出 席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月26日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日** 時 平成28年5月27日(金曜日)午後1時

ケイアイ興産東京ビル

ビジョンセンター東京

(昨年と会場が異なりますので、末尾記載の「臨時株主総会会場ご 案内図」をご参照いただきたく、お願い申しあげます。)

3.目的事項決議事項

議 案 吸収分割契約承認の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.ymmd.co.jp)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考書類

議 案 吸収分割契約承認の件

当社となごやかケアリンク株式会社(旧商号:デイサービス事業承継株式会社。以下「承継会社」といいます。)とは、当社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社として、当社が、当社の通所介護事業の一部(当社が運営するサービス付き高齢者向け住宅に併設された施設において運営されている通所介護事業を除きます。以下「本事業」といいます。)に関して有する権利義務の一部を、平成28年6月1日(予定)を効力発生日として、承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行う旨の吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)を平成28年4月1日に締結いたしました。

本議案は、本吸収分割に係る本吸収分割契約につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 吸収分割を行う理由

当社は、創業以来行っている単独の通所介護施設におけるデイサービス事業(以下「単独通所介護事業」といいます。)と平成25年6月に稼働を開始したサービス付き高齢者向け住宅事業及び同住宅事業併設の通所介護施設におけるデイサービス事業(以下「センター事業」といいます。)をコア事業としております。

単独通所介護事業については、「つながる介護」の理念のもと、サービス 品質の向上を通じて、ご利用者様、そのご家族並びにケアマネージャーの 方々から創業以来の「なごやか」ブランドに対する高い評価をいただいてお り、近時、売上高の伸長はないものの、継続して安定した営業総利益を計上 しています。他方で、センター事業については、国家的重要施策である「地 域包括ケアシステム」の構築という我が国社会保障制度・高齢者福祉制度の 基本設計を踏まえて、「サービス付き高齢者向け住宅」を拠点に、それに併 設する「通所介護(デイサービス)」、「訪問介護・看護」及び「居宅介護 支援」の多様なサービスを提供する「地域総合ケアセンター」の運営をして おります。当社においては、同事業を成長事業と位置付け、近時、特に注力 しており、来期の売上高は、センター事業が単独诵所介護事業を上回る見込 みです。もっとも、センター事業は創業間もない事業であることから、高齢 者住宅の入居率向上及び併設通所介護施設の利用者獲得の途上にあり、収益 は改善傾向にあるものの、初期投資コストの集中的発生により営業総利益 ベースで赤字となり、これが当社の事業全体にとって多額の損失計上、財務 内容の悪化と資金調達面の制約を招来しています。

このような中、当社は成長事業であるセンター事業に更なる経営資源を集中し、高齢社会における社会インフラ機能という国策を踏まえた事業コンセプトの推進を通じて、同事業のさらなる成長と収支の改善に取り組み、平成

29年3月期における同事業の営業総利益黒字化の達成を期しております。この目的を果たす過程において、経営資源をセンター事業に集中するために、あえて本吸収分割を実施する経営判断に至ったものであります。

同時に、本吸収分割の対価として得る金銭により、現在の当社の債務超過 状態を解消し、かつ有利子負債を返済して借入金返済圧力を軽減し、当社財 務内容の改善を図るとともに、センター事業の「資金繰り安定化のもとでの 成長」に必要な事業資金に充当することを企図しております。本吸収分割は、 これらを通じて、センター事業の赤字に起因する当社の財務状況の改善を図 り、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

2. 吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割に係る本吸収分割契約の概要は、以下のとおりであります。

吸収分割契約書 (写)

株式会社やまねメディカル(以下「甲」という。)とデイサービス事業承継株式会社(以下「乙」という。)は、甲が甲の通所介護事業(但し、甲が運営するサービス付き高齢者向け住宅又はこれに併設された施設において運営されている通所介護事業を除く。以下「本事業」という。)に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)について、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、本効力発生日(第3条に定義される。)をもって、 吸収分割の方法により、甲が本事業に関して有する第4条第1項所定の権利義 務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(当事者の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 甲(吸収分割会社)

商号:株式会社やまねメディカル

住所:東京都中央区八重洲二丁目2番1号

(2) 乙(吸収分割承継会社)

商号:デイサービス事業承継株式会社

住所:東京都千代田区内幸町一丁目3番3号

第3条(効力発生目)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、平成28年6月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行等その他の事由により本効力発生日を変更する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、合意により、本効力発生日を変更することができる。

第4条 (承継する権利義務等)

- 1. 本吸収分割により甲から乙に承継される権利義務(以下「本承継対象権利 義務」という。)は、本効力発生日における別紙「承継対象権利義務明細 表」に記載の本事業に関する権利義務とする。但し、法令に基づき本吸収分 割によって承継することができない本承継対象権利義務についてはこの限り ではない。
- 2. 前項に基づく甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第5条(本吸収分割の対価)

乙は、本吸収分割に際し、甲に対して、本吸収分割により承継する権利義務の 対価として、金44億円を支払う。

第6条(株主総会の承認)

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会における本契約の 承認を求めるものとする。

第7条(競業避止義務)

甲は、乙に対して、本吸収分割に関連して会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第8条(本契約の変更・解除)

- 1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、本事業又 は本承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大 な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった 場合には、協議のうえ、合意により、本契約の内容を変更し、又は本契約を 解除することができる。
- 2. 前項の定めに関わらず、甲は、本契約締結日から本効力発生日までの間に おいて、以下に定める事由のいずれかが発生した場合には、乙に対し書面で 通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (1) 乙につき、法的倒産手続開始の申立てがなされた場合
 - (2) 乙につき支払い停止があった場合、又は、手形若しくは小切手について 1 同でも不渡りがあった場合
 - (3) 乙に対し、差押え、仮差押え、仮処分、保全処分、租税公課の滞納処分 のいずれかがなされた場合
 - (4) 上記のほか、甲乙で別途定める事由が生じた場合
- 3. 第1項の定めに関わらず、乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、以下に定める事由のいずれかが発生した場合には、甲に対し書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (1) 甲につき、法的倒産手続開始の申立てがなされた場合
 - (2) 甲につき支払い停止があった場合、又は、手形若しくは小切手について

1回でも不渡りがあった場合

- (3) 甲につき、私的整理手続、金融ADRその他裁判外紛争解決手続が開始 された場合
- (4) 甲に対し、差押え、仮差押え、仮処分、保全処分、租税公課の滞納処分 のいずれかがなされた場合
- (5) 本事業の全部又は一部に対し、指定取消、指定の効力停止その他重大な 行政処分が課された場合
- (6) 上記のほか、甲乙で別途定める事由が生じた場合
- 4. 本条の他の規定に関わらず、地震、火災、水害、テロその他不可抗力により、本契約締結日から本効力発生日までの間において、本事業の遂行が客観的に不可能若しくは著しく困難であることが明確となった場合、甲及び乙は、相手方当事者に通知することにより本契約を解除することができる。

第9条(本契約の効力)

本契約は、第6条に定める承認が本効力発生日の前日までに得られない場合、 又は関連法令に基づき要求される関係官庁等の承認が本効力発生日までに得ら れない場合は、その効力を失う。

第10条 (準拠法及び管轄)

- 1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2. 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第11条 (協議事項)

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年4月1日

甲: 東京都中央区八重洲二丁目2番1号

株式会社やまねメディカル 代表取締役社長 山根 洋一

乙: 東京都千代田区内幸町一丁目3番3号

デイサービス事業承継株式会社 代表取締役社長 中川 雅夫

本承継対象権利義務明細表

本吸収分割に際し、甲から乙に承継される本事業に関する本承継対象権利義務の明細は、以下のとおりとする。

(1) 資産

ア 固定資産

- (a) 不動産
 - 別添1記載の不動産の所有権及びそれに関する一切の権利
- (b) 敷金及び保証金 本賃借不動産(以下に定義する。)の賃借に係る敷金及び保証金
- (c) 動産その他の固定資産 本事業のみに属する一切の動産その他の固定資産の所有権及びそれに関 する一切の権利

イ 流動資産

- (a) 前払賃料
 - 下記(3)ア記載の賃貸借契約に基づき甲が賃貸人に対して交付した前払 賃料
- (b) その他の流動資産

本承継対象権利義務明細表の他の規定にかかわらず、甲が有する本事業に属する流動資産(現預金、営業未収入金、貯蔵品、未収入金、繰延税金資産をいう。)は、上記(a)記載の前払賃料を除き、乙へ承継されないものとする。

ウ 知的財産権

別添2記載の商標権(但し、登録番号4729022の商標権についてはその共有持分の2分の1とする。)及びその他知的財産権並びにそれに関する一切の権利義務

- (2) 負債及び債務
 - ア 本事業に関する固定負債のうち、リース債務、資産除去債務、退職給付引 当金及び長期前受収益を承継対象とする。
 - イ 上記アに定める以外の、甲が本事業に関して負担する一切の負債及び債務 (隠れた債務、保証債務、偶発債務及び不法行為責任から生ずる債務、本事 業の顧客又はその相続人その他第三者に対する損害賠償債務、短期借入金、 1年以内償還予定の社債、1年以内返済予定の長期借入金、未払金、時間 外・休日労働に関する未払賃金、未払費用、未払法人税、未払消費税、預り 金、賞与引当金など流動負債、社債及び長期借入金を含む。)は、乙へ承継 されないものとする。
- (3) 契約上の地位等(労働契約を除く。)
 - ア 賃貸借契約

別添3記載の施設に係る不動産(以下「本賃借不動産」という。) に関し

て甲が締結している賃貸借契約及びその関連契約上の地位並びにこれらに 基づく一切の権利義務。但し、本効力発生日の直前において会計上の発生 主義に基づき本事業の貸借対照表(以下「承継対象BS」という。)を作 成した場合、承継対象BSに計上される資産及び負債が承継されるか否か は、上記(1)及び(2)に従う。

イ 車両リース契約

本事業のみに属する一切の車両リース契約及びその関連契約上の地位並びにこれらに基づく一切の権利義務。但し、承継対象BSに計上される資産及び負債が承継されるか否かは、上記(1)及び(2)に従う。

ウ その他の契約

上記ア及びイの各契約以外の、甲が締結している本事業のみに属する一切の契約(甲が本事業に関して締結しているフランチャイズ契約は除くが、甲が締結している本事業のみに属する、顧客との間の指定通所介護等の提供に関する利用契約を含む。)上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、承継対象BSに計上される資産及び負債が承継されるか否かは、上記(1)及び(2)に従う。

エ 承継されない契約

本承継対象権利義務明細表の他の規定に関わらず、下記に定める契約については、契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務が乙に承継されないものとする。

記

- ①甲及び昭和リース株式会社間の平成27年7月16日付診療介護報酬債権ファクタリング契約(その後の変更を含む。)
- ②甲及びリコーリース株式会社間の平成27年9月14日付ファクタリング基本契約(その後の変更を含む。)

(4) 労働契約

本事業に主として従事する従業員及び甲の第一事業部管理支援グループに配属される従業員(但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号)第5条第1項に基づき異議を述べたものを除く。)との間で締結された労働契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、承継対象BSに計上される資産及び負債が承継されるか否かは、上記(1)及び(2)に従う。

(5) 許認可

甲が保有する本事業のみに属する許認可、届出のうち、法令上承継することが可能なもの。

(6) 訴訟の不承継

本承継対象権利義務明細表の他の規定に関わらず、甲を被告として東京地方 裁判所に係属する損害賠償請求事件(事件番号:平成27年(ワ)第32316号) の対象である甲の債務その他かかる訴訟に関する一切の権利義務及び訴訟当 事者たる地位は、乙に承継されないものとする。

以上

不動産(建物)

所在

豊橋市佐藤四丁目23番地1、23番地2

家屋番号

23番地1

種類

デイサービスセンター

構造

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積

1 F 284, 40 m² 2 F 144, 00 m²

別添2

知的財産権リスト

(1) 商標権

登録番号	商標	出願日	登録日	イメージ
4729022		2003/3/19	2003/11/28	
4888377	デイサービスセンター なごやか	2005/1/18	2005/8/19	ESPOR-7
4925251	デイサービスセンター なごやか	2005/1/18	2006/2/3	

(2) 著作権

本事業を運営するためのサービスマニュアルなどマニュアル、手順書その他本事業に属する一切の著作物の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)。なお、乙は、甲の事業(本事業を除く。)を運営するために当該サービスマニュアルなどマニュアル、手順書等の一切の著作物の利用又は改廃が必要な場合、甲がこれらを利用し又は改廃することを無償で認めるものとする。

(3) その他

その他、本事業のみに属する一切の知的財産権

施設リスト

	施設名			住所
1	豐		橋	豊橋市佐藤 4 -23-1
2	墨		田	墨田区八広4-10-6
3			黒	目黒区原町1-19-10
4	大		田	大田区池上6-6-6
5	杉		並	杉並区高円寺南5-6-4
6	世	H	谷	世田谷区世田谷 2 - 29 - 9
7	江	戸	Ш	江戸川区松江3-4-5
8	神	奈	Ш	横浜市神奈川区六角橋2-13-11 サンレイ白楽1階
9	千		石	文京区千石4-18-1 千石ハイツ
10	新		宿	新宿区上落合2-1-2 太陽落合マンション1階101号
11	狛		江	狛江市中和泉5-41-12 狛江大澤店舗
12	西	横	浜	横浜市西区南浅間町16-9-1 F
13	練		馬	練馬区早宮1-32-12 サンサン豊島園
14	王		子	北区西ヶ原 4-62-14 鷲田マンション 1 F
15	向	ヶ 丘 遊	霐	川崎市多摩区宿河原2-30-8 アーコサンティ向ケ丘
16	武	蔵小	杉	川崎市中原区上丸子山王町1-1390 白井ビル1F
17	小		岩	江戸川区東小岩5-4-10 日電小岩コーポ1F
18	保	土ヶ	谷	横浜市保土ヶ谷区上菅田町853 第一大幸ビル101号
19	宫		前	杉並区宮前1-15-14 第2ホークワンビル1F
20	江		東	江東区扇橋3-2-2 ハイツ扇橋1F
21	徳		丸	板橋区徳丸3-37-17 シントミプラザ徳丸1F
22	羽		囲	大田区羽田旭町15-1 第5高橋ビル
23	府		中	府中市白糸台1-66-1 ファミーユ・トキワ
24	東	村	Ш	東村山市野口町2-4-35 オアシス1F B号
25	金	沢文	庫	横浜市金沢区町屋町 3-10
26	葛		西	江戸川区東葛西8-3-1 ヴィルメゾン葛西
27	東	+	条	北区東十条4-5-4 ロワール宮地1階
28	立		石	葛飾区立石4-23-12 サンハイツ立石
29	西	横浜第	<u></u>	横浜市西区久保町3-1 板橋興産ビル1階
30	"F	井	草	杉並区下井草3-4-23 下井草パレス1階
31	新	宿御	苑	新宿区新宿1-29-5 グランドメゾン新宿東1階
32	新	小	岩	葛飾区新小岩1-33-9 栄大ビル1階
33	小		Щ	品川区小山3-6-18 ユニーブル武蔵小山Ⅱ 1 F

	施設名			住所		
34	亀		有	葛飾区亀有5-34-6 レジデンス・フォンテーヌ1階		
35	亀		戸	江東区亀戸3-61-3 小林コーポ1階		
36	田	園 調	布	大田区田屪調布本町51-3 田園調布スカイライトマンション 1階		
37	日	暮	里	荒川区東日暮里5-30-8 ビオラ日暮里1階		
38	用		賀	世田谷区中町5-25-4 サンフル用賀		
39	浅		草	台東区浅草2-27-9 クレッセンコート1階		
40	٢	きわ	台	板橋区東新町1-8-1 オヅィオ常盤台		
41	東	府	中	府中市緑町3-3-6 ダイヤモンドスクエア東府中		
42	荒		川	荒川区荒川8-4-1		
43	幡	ケ	谷	渋谷区幡ヶ谷1-23-17 プライムガーデン		
44	方	南	HJ	杉並区方南2-3-5 ベルエール方南町		
4 5	南	青	Щ	港区南青山4-13-9 クレセントヒルズ1階		
46	新	川	崎	川崎市幸区矢上12-14 サンスカイパレス1F		
47	砂		町	江東区東砂6-19-4 スリーリバーハイツ		
48	神	楽	坂	新宿区東榎町12 コーポ大澤1F		
49	参	宮	橋	渋谷区代々木5−42−10 藤和参宮橋コープⅡ1F		
50	蔵		前	台東区蔵前4-37-5 メリータウン蔵前1F		
51	馬		込	大田区南馬込3-1-2 NTTビル1F		
52	築		地	中央区築地6-18-4 ライオンズ築地リバーノート2F		
53	中		延	品川区東中延2-5-5 ハウスブルンネン1F		
54	代	官	Щ	渋谷区猿楽町7-1 KDX代官山レジデンス1F		
55	曙		橋	新宿区住吉町8-15 アウローラ1F		
56	学	芸	大	目黒区中央町2-38-16 THEパームス学芸大学		
57	志		村	板橋区志村 3 -14-8 ラウンド恵比寿		
58	池		袋	豊島区南池袋2-18-2 池袋南ビル		
59	三	軒 茶	屋	世田谷区太子堂5-17-16 クリーン太子堂		

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる内容の概要

(1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際し、当社に対して、本吸収分割により承継 する権利義務の対価として、金44億円を支払います。

本吸収分割の対価の算定にあたって、公正性・妥当性を確保するための 手続の一環として、当社は、算定機関として実績がある株式会社プルータ ス・コンサルティングを第三者算定機関として選定し、本吸収分割により、 承継会社に対して承継させる権利義務の価値の評価算定を当社単独で依頼 しました。

株式会社プルータス・コンサルティングは、かかる評価の算定にあたり、本事業と類似する事業を営む上場会社に対する市場の評価を間接的に取り入れることが可能という点で、評価結果の客観性、妥当性を担保するのに有用な評価手法であるマーケット・アプローチに属する類似会社比較法を採用いたしました。株式会社プルータス・コンサルティングによる算定結果の概要は以下のとおりです。

評価アプローチ	評価方法	事業価値(百万円)		
マーケット・アプローチ	類似会社比較法	3, 749	~	5, 356
	3, 749	~	5, 356	

以上を踏まえ、当社は株式会社プルータス・コンサルティングによる算定結果を参考に、分割承継事業部門の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、かつ承継会社が承継する負債を考慮に入れ、承継会社との間で慎重に協議を重ねた結果、上記の分割対価が妥当であると判断し合意するに至りました。

- (2) 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容 別紙に添付しています。
- (3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
 - ① 承継会社は、本吸収分割の効力発生日までに、払込金額を12億円程度とする募集株式の発行(第三者割当増資)を予定しており、かつ、借入れ・社債発行等の方法により金5億円程度の資金調達を行う予定です。
 - ② 承継会社は、金融機関より最大金41億円の借入れに係るコミットメントレターを受領しており、本吸収分割の効力発生日までに、当該金融機関との間で借入れに係る契約を締結し、当該契約に基づき借入れが実行される予定です。
- (4) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な 債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。

貸借対照表

(2016年3月18日現在)

なごやかケアリンク株式会社

(旧商号:デイサービス事業承継株式会社)

(単位:円)

資産の	部	負債の) 部
科目	金 額	科目	金 額
【流動資産】	[500, 000]	【流動負債】	[0]
現金及び預金	500, 000		
		負 債 合 計	0
		純 資 産	の部
		【株主資本】	[500, 000]
		資 本 金	500, 000
		利益剰余金	0
		純 資 産 合 計	500, 000
資 産 合 計	500, 000	負債・純資産合計	500, 000

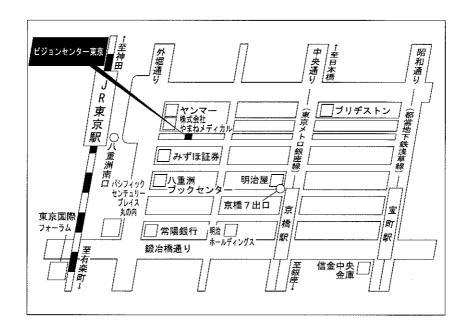
以上

臨時株主総会会場ご案内図

会場:ビジョンセンター東京

東京都中央区八重洲二丁目3番14号

ケイアイ興産東京ビル 電話(03)6262-3553



〔交通のご案内〕

JR東京駅 八重洲南口 徒歩2分 (地下街4番出口 徒歩1分) 東京メトロ銀座線京橋駅 7番出口徒歩4分

【会場変更のお知らせ】本総会は、昨年と会場が異なりますのでご注意下さい。